トラッキングによる校則の分化 ― 服装規定を事例に ―

武井健一(早稲田大学大学院)

1. 問題の所在

多くの生徒にとって、自分の学校あるいは 自分が進学しようとしている学校が、どのよ うな校則(生徒心得)を規定しているのかは、 重大な関心事であるだろう。また、校則の制 定や運用が実質的に教師に委ねられていると すれば、校則は、それに基づいて生徒指導を おこなう教師にとっても重要なものであるは ずである。

にもかかわらず、これまでの教育社会学のなかで、校則について論じられる機会は、決して多くはなかった。少なくとも、生徒や教師が抱いている、校則についての関心の強さに見合うだけの研究が、これまで十分に重ねられてきたとは言いがたい。そこで本報告では、校則を実際に収集・分析することによって、現在の校則の実態を、その一部ではあるが明らかにすることにしたい。

一般に「校則」といっても、そのなかには、 学校生活に関わるもの(登下校時刻など)から、学校外での生活に関わるもの(アルバイトの可否など)まで、さまざまな規定が含まれている。そこで本報告では、校則についての研究を進めるにあたって、校則のなかでも、とくに「服装規定」に着目することにしたい。

服装規定に着目するのは、おもにつぎのような理由による。まず、校則に含まれる数々の規定のなかでも、服装規定は、社会の流行に敏感な生徒が、もっとも強い関心をもっている規定であるといえるだろう。また、服装規定であるといえるだろう。また、服装規定であるために、各校の校則を比較するとなりのとする本報告にとって、適切なり、服装規定が、生徒のジェンダーに影響をもつからである。というなく、を個人の服装とジェンダーは密接な関連をもつからである。

ところで、本報告が主題とするのは、トラ ッキングによる校則の分化である。日本の高 校が偏差値によって序列化され、そのことに よって学校間でのトラッキングが形成されて いるのは周知の事実である。教育社会学には 数多くのトラッキング研究が蓄積されている が、ここでは、トラッキングと生徒文化の関 連についての研究から得られた知見、すなわ ち、トラックの上位-下位によって「向学校 的-反(脱)学校的生徒文化」の分化が生じ るという知見に注目したい。そして、校則に、 「反(脱)学校的生徒文化」の統制あるいは その形成の阻止という目的(あるいは機能) があるとすれば、「反(脱)学校的生徒文化」 が主流となっている下位トラックの学校ほ ど、校則を厳しくすることで生徒の統制を図 ろうとする、という仮説を考えることができ る。このように、トラッキングが、生徒文化 だけでなく、校則についても分化を生じさせ る機能をもっているのかを検証することが、 本報告での課題である。

2. 分析対象

本報告で分析対象とするのは、東京都立の 高等学校 189 校と、神奈川県内の公立(神奈 川県立・横浜市立・川崎市立・横須賀市立) 高等学校 180 校の服装規定である(両都県と も定時制の高等学校を除く。また、東京都の 島嶼部の学校と、2000 年度において入学者 の募集を停止している学校を除く)。

各校の校則(服装規定)は、各地方自治体が制定している情報公開条例に基づき、教育委員会に対して情報公開請求をおこなうことで入手した(東京都・横浜市・横須賀市の各教育委員会からは、行政サービスの一環という位置づけで資料が提供された)。具体的には、各校で生徒に配布されている生徒手帳のなかから、校則(服装規定)に関する部分のコピーを依頼した。

3. 分析方法

まず、分析対象校を、偏差値によって4つのランクに分けた(各校の偏差値については、 『首都圏高校受験案内'01 年度用』(晶文社 出版)に記載されたものを用いた)。

また、服装規定については、これを「制服についての規定」「髪型についての規定」「アクセサリー・化粧についての規定」の3つに区分し、それぞれの規定について、その「自由度」の高低に基づいたランク分けをおこなった(「制服」は4ランク、「髪型」は3ランク、「アクセサリー・化粧」は2ランク)。

以上のようなランク分けをおこなったあ と、各校の偏差値と服装規定の相関関係を明 らかにするためにクロス分析をおこない、相 関係数を算出した。

4. 分析結果

偏差値ランクと制服自由度の相関(東京都)

			制服自由度		
		i	ii	iii	iv
偏差値ラン	I	57.8	17.8	6.7	17.8
	П	31.8	31.8	13.6	22.7
	Ш	4.3	21.3	29.8	44.7
ク	IV	5.7	22.6	41.5	30.2

r=0.410 (p<0.01)

偏差値ランクと制服自由度の相関(神奈川県)

			制服	自由度	
		i	ii	iii	iv
偏差値ラン	I	9.3	37.2	37.2	16.3
	Π	0.0	29.8	31.9	38.3
	Ш	2.5	30.0	35.0	32.5
ク	IV	0.0	22.0	34.0	44.0

r=0.226 (p<0.01)

(注) 表中の数字の単位は%

偏差値ランクは偏差値が高い順にⅠⅢⅢⅣ

制服自由度 i: 私服通学が認められるもの

ii:制服の着用義務以外には服装 についての規定がないもの

iii:制服以外の服装(セーターなど)について規定があるもの

iv:制服以外の服装についての規 定が厳しいもの 左下の表は、分析結果の一部を示したものである。これをみると、東京都と神奈川県ともに、偏差値ランクが高い学校、すなわち上位トラックの学校ほど制服についての自由度が高いという相関関係を、ある程度において見いだすことができる。なお、このような相関は、偏差値ランクと髪型あるいは化粧・アクセサリーについての規定の関係においても、同様にみられる。このことから、上位トラックの学校ほど服装規定が緩やかであることがわかる。また、東京都と神奈川県を比較すると、東京都のほうが制服自由度が高いことも明らかになった。

5. 考察

分析結果が示しているのは、高校の偏差値 と、服装規定のなかで認められた自由度の間 に相関関係があること、すなわち、トラッキ ングによって校則(服装規定)が分化してい るということである。冒頭で提示した「下位 トラックの学校ほど校則が厳しい」という仮 説が、服装規定については立証されたといえ る。少なくとも校則のうえでは、上位トラッ クの生徒が比較的自由な服装を許されている のに対し、下位トラックの生徒は、周囲の生 徒と画一的な服装をすることを強いられてい るのである。このことは、「服装の乱れが生 活全般の乱れにつながる」という考え方が(実 際にこのような記述のある校則も存在する)、 「反(脱)学校的生徒文化」が優勢な下位ト ラックの学校ほど強いことを示すものといえ るだろう。

そして、生徒の服装が、かれらの支持する「かっこよさ/かわいさ」(男性性/女性性)を表現する手段であるとすれば、校則(服装規定)は、生徒のジェンダーを規定するものとして認識されることになる。上位トラックの生徒は、学校での服装について多様な選択肢をもつことで、みずからの支持する「かっこよさ/かわいさ」を、学校のなかで表現する自由も同時にもっている。これに対して下位トラックの生徒は、制服について多くの制約を受けることで、学校(教師)にとって望ましい男性性/女性性を身につけるように統制されているのである。